

○和光市業務委託最低制限価格取扱要綱

令和2年12月21日

要綱第28号

改正 令和4年11月22日要綱第13号

改正 令和6年3月26日要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づきあらかじめ最低制限価格を設けて行う一般競争入札又は指名競争入札（以下「対象競争入札」という。）により業務の委託に係る契約を締結しようとする場合の入札の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象競争入札)

第2条 対象競争入札は、予定価格が50万円を超えるものであって、次に掲げる業務の委託に係るもの（令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札及び令第167条の3に規定する総合評価指名競争入札によるものを除く。）とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係る設計・調査・測量業務
- (2) 土木施設維持管理業務
- (3) 建築物管理業務
- (4) 清掃業務
- (5) 警備業務（機械警備業務を除く。）
- (6) 保守点検業務
- (7) 廃棄物処理業務
- (8) 衛生駆除業務
- (9) 調査・検査業務（第1号に掲げる調査を除く。）
- (10) 人材派遣業務
- (11) 文化財に関する業務
- (12) 行政計画策定業務
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(最低制限価格)

第3条 前条第1号に掲げる業務に係る最低制限価格は、別表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④までの各金額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9を乗じた額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号に掲げる業務について、市長が特に必要と認めた対象競争入札の最低制限価格は、予定価格に3分の2から10分の9までの範囲内で市長が適当と認めた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前条第2号から第13号までに掲げる業務に係る対象競争入札ごとに設ける最低制限価格は、当該対象競争入札ごとの予定価格に、10分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 前項の規定にかかわらず、前条第2号から第13号までに掲げる業務について、市長が特に必要と認めた対象競争入札の最低制限価格は、予定価格に10分の6から10分の9.2までの範囲内で市長が適当と認めた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（最低制限価格の周知）

第4条 前条の規定により最低制限価格を設定した場合は、市長が別に定める方法により、その旨を周知するものとする。

（落札者の決定）

第5条 市長は、最低制限価格を設けた対象競争入札について、当該最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者を落札者又は落札候補者とししないものとする。

2 市長は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者又は落札候補者とするものとする。

（申込みの制限）

第6条 入札を行った対象競争入札において落札者又は落札候補者が決定しなかった場合において、再度の対象競争入札を行うときは、既に行った対象競争入札において最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者は、再度の対象競争入札に申し込むことができないものとする。

（その他）

第7条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和4年要綱第13号）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年1月1日以後に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

附則の次に別紙の別表を加える。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月12日以後に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

別表（第3条関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
※ 土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
※ 補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

※ 「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。

注1 上記①から④までの各金額は、1円未満を切り捨てた額とする。

注2 複数の業種を一括して発注する場合の第3条第1項の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記①から④までの各金額を一括合計した金額とする。

注3 地質調査業務の解析等調査業務費が、建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても、地質調査業務の③の欄によって算出する。